

特定期間に取得をした土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の特例適用チェック表

このチェック表は、特定期間に取得をした土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の特例の適用要件について、チェックしていただくためのものです。ご自分でチェックの上、確定申告書、譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）及び添付書類とともに提出してください。

個人が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得をした国内の土地等で、その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合には、譲渡所得の計算上1,000万円までの特別控除額を控除することができます（措法35の2）。

		氏 名			
チ ェ ッ ク 項 目 (チェック項目のすべてについて「該当」となった場合には、原則としてこの特例を適用することができます。)		該 当	非 該 当		
1	譲渡した資産は、国内にある土地等（土地の上に存する権利を含みます。）ですか。	は い	いいえ		
2	その譲渡した土地等は、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得したものですか。	は い	いいえ		
3	その譲渡した土地等は相続、遺贈、贈与、交換、代物弁済及び所有権移転外リース取引により取得したものですか。	いいえ	は い		
4	その譲渡した土地等は、配偶者・直系血族・生計を一にする親族等から取得したものですか。	いいえ	は い		
5	その譲渡した土地等の全部又は一部について、買換え等の特例（措法33、33の2、33の3、36の2、36の5、37、37の4、37の8、37の9）の適用を受けますか。 (注) 1 上記の買換え等の特例の適用を受ける場合には、この特例の適用はありません。 2 同一年中にこの特例の適用対象となる土地等を2以上譲渡している場合で、いずれかの土地等について上記の買換え等の特例の適用を受けるときは、この特例の適用はありません。	いいえ	は い		

(注) 1 その譲渡した土地等について、取得後の用途は問いません。

(注) 2 その譲渡した土地等について、この特例と交換の特例等（所法58、措法31の2、33の4、34、34の2、34の3、35①、35③、35の3）との重複適用はできません。

【添付書類】

- 譲渡した土地等に係る登記事項証明書、売買契約書の写しその他の書類で、当該土地等が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得されたことを明らかにする書類